別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［略］

［注１～30　略］

31　次に掲げる固定局，陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は，この表に規定する値にかかわらず，次のとおりとする。

⑴　携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

［ア～カ　略］

キ　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

［(ｱ)・(ｲ)　略］

(ｳ)　陸上移動局

A　第49条の６の９第１項及び第５項に規定する陸上移動局の無線設備であつて１GHz以下の周波数の電波を使用するもの又は第49条の６の９第１項及び第６項に規定する陸上移動局の無線設備のうち半複信方式のものであつて１GHz以下の周波数の電波を使用し連続送信時間が64ミリ秒を超えるもの　$(0.2\times f\times 10^{-6}+15)$ Hz

B　［略］

C　A及びBに掲げる以外の無線設備　$(0.1\times f\times 10^{-6}+15)$ Hz

［ク　略］

［⑵～⑲　略］

⑳　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局

ア　基地局　３（10^{-6}）

イ　陸上移動局

(ｱ)　第49条の29第１項、第７項及び第８項に規定する陸上移動局の無線設備

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

$(0.1\times f\times 10^{-6}+15)$ Hz

(ｲ)　(ｱ)に掲げる以外の無線設備　３（10^{-6}）

［㉑　略］

［32～57　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～11　略］

第12　携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［同左］

［注１～30　同左］

31　［同左］

⑴　［同左］

［ア～カ　同左］

キ　［同左］

［(ｱ)・(ｲ)　同左］

(ｳ)　［同左］

［新設］

A　［同左］

B　Aに掲げる以外の無線設備　$(0.1\times f\times 10^{-6}+15)$ Hz

［ク　同左］

［⑵～⑲　同左］

⑳　［同左］

ア　［同左］

イ　陸上移動局　３（10^{-6}）

［㉑　同左］

［32～57　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～11　同左］

第12　［同左］